

魚沼市消防署北部分署構内排雪業務委託仕様書

1 概要

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年告示第159号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする。

2 履行場所

魚沼市 長鳥 地内

3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

北部分署構内堆雪場の排雪を行う。なお、作業日は以下のとおりとする。

- 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日
- 上記以外で発注者が指示する日

【駐車場除雪面積】

約600㎡（別紙、図面のとおり）

【作業方法】

排雪作業は、北部分署堆雪場の雪をバックホウで大型ダンプに積み込み、魚沼市東野名地内の排雪場に運搬し排雪する。

5 除雪作業の形態

発注者は、除雪作業を次表の作業形態で受注者に委託するものとする。

区分	作業形態	作業内容
構内排雪	借上委託	受注者の除雪機械、作業員で、発注者の指示により排雪作業を行う。

6 除雪機械の条件及び委託業務実施基準

- 除雪機械は次の規格以上のものを使用すること。

①バックホウ 0.8㎡ 1台

②大型ダンプ 10t 2台

- 排雪作業は、日中とし発注者からの連絡を受けたときに実施するものとする。

7 一冬の除雪作業予定数量

区分	作業回数	作業時間	
		バックホウ 0.8㎡ (1台)	大型ダンプ 10t(2台)
日中	年/2回	1回/8時間	1回/8時間

- (1) 契約は、各機械等（オペレーション助手付き）の1回ごとの各種単価契約とする。
- (2) 予定数量は、契約期間内においてその数量を保証するものではなく、実際の数量が増減した場合及び前記の規格以外の機械を使用した場合でも契約単価は変わらないものとする。ただし、大幅な変動が生じた場合は、発注者と受注者協議のうえ、決定することができる。

(3) 時間帯区分

区 分	時 間 帯
日 中	8:00～17:00

8 提出書類

- (1) 受注者は、契約後に次の事項が分かる書類を提出するものとする。
- ①緊急時の連絡方法及び連絡先
 - ②予定しているオペレーターの氏名及び保有する免許の種類
- (2) 受注者は、1か月ごとに作業報告書及び作業前・作業後の写真を提出すること。ただし、発注者の担当職員が必要でないと認めたときは、この限りでない。

9 安全管理

作業の安全管理については、すべて受注者の責任において行うものとし、事故を未然に防ぐよう徹底するものとする。

10 損 害

委託業務の実施について生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

受注者は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その損害を賠償しなければならない。

11 業務の中止

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、業務委託を中止することができる。この場合において、業務委託の中止により受注者が損害を受けたとしても、受注者は、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この仕様書に定める内容に違反したとき。

12 委託料

委託料は、作業時間帯ごとの1時間当たりの単価に除雪作業に要した発注者の確認した実稼働時間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 実稼働時間

除雪機械が連続して除雪作業を行っている時間であり、作業中断時間は控除する。暖機運転は、一稼働当たり15分を実稼働時間に加えることができる。

(2) 計算単位

各時間帯区分のそれぞれ1か月の実稼働延べ時間に1時間未満の端数が生じた場合

は、それぞれにおいてその端数が 30 分以上の時は 1 時間とし、30 分未満の時は切り捨てるものとする。

13 委託料の支払い

月払いとし、各月の業務完了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払うものとする。

14 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、発注者は、詰所待機等に伴う受注者への補償料及び委託料を原則、支払わないものとする。
- (2) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者協議のうえ、決定するものとする。